



# サウジアラビア市場へ輸出する日本 企業のためのガイド

規制・通関要件と製品登録の手続き



内容確認日：2026年8月



2026年版

# 日本からサウジアラビア市場へ

日本とサウジアラビア王国は、エネルギーや産業から自動車、機械、先端技術まで、多様な分野にわたる長年の経済・貿易関係を築いてきました。両国は1955年に外交関係を樹立し、その後、数十年にわたり経済関係を発展させてきました。日本は高度な産業・技術基盤を有し、日本製品は、自動車、電子機器、機械、設備、産業・技術分野において世界的に強い存在感を示しています。日本の外務省のデータによると、2023年の日本のサウジアラビアからの輸入額は約4兆5,157億円、サウジアラビアへの輸出額は約9,178億円でした。日本の主な輸出品には、自動車、機械、設備、鉄鋼が含まれます。サウジアラビア市場で商機が見込まれる主な日本製品には、以下が挙げられます。

- 食品・飲料。
- 化粧品・パーソナルケア製品。
- 香水・美容製品。
- 電気・電子機器。
- スマート機器・技術。
- 自動車・車両。
- 自動車部品・タイヤ。
- 産業機械・設備。
- 機械設備。
- 鉄鋼製品。
- プラスチック製品・包装資材。
- 化学製品。
- 家具・室内装飾品。
- 繊維製品・既製服。
- 医療用機器・ヘルスケア機器。
- 紙・板紙製品。
- ハイテク製品・技術。

日本製品には高い競争力と製造水準がありますが、サウジアラビア市場への参入には、同国の規制および技術規則への適合が必要です。要件は、製品の種類と所管規制当局によって異なります。

## 製品によっては、 以下が必要です。

- SABERプラットフォームへの登録。
- 製品適合証明書（PCoC）の取得。
- 船積み適合証明書（SCoC）の取得。
- サウジアラビア食品医薬品庁（SFDA）への登録。
- サウジ品質マーク（SQM）の取得。
- 製品に応じた追加の規制要件の充足。

日本貿易振興機構（JETRO）の情報によると、サウジアラビアに輸出する製品には、認められた機関が発行する適合証明書が必要となる場合があります。また、食品、化粧品、医療機器など、一部の製品は所管当局への登録が必要となる場合があります。

そのため、事前に計画を立て、輸出前に適合要件を満たすことが、日本製品をサウジアラビア市場へ円滑に導入する鍵となります。



## なぜサウジアラビア市場なのか

サウジアラビア市場は、中東最大級の消費・産業市場の一つであり、幅広い分野で日本企業に豊富な機会を提供しています。

サウジアラビアが日本の輸出先として戦略的に重要な主な要因は、以下のとおりです。

- アラブ地域最大の経済規模。
- 3,600万人を超える消費者。
- 高い購買力。
- サウジ・ビジョン2030に基づく大規模プロジェクト。
- 産業・商業分野の継続的な拡大。
- 自動車、製造、技術分野の成長。
- 高品質製品・先端技術への需要の増加。
- インフラ、エネルギー、スマートシティ事業の拡大。
- 産業・技術分野における日本企業の機会の拡大。

日本とサウジアラビアの経済関係は、日本企業にとっての同市場の重要性をさらに裏付けています。日本の対サウジアラビア輸出には、自動車、機械、設備、鉄鋼などの主要分野が含まれます。



# Tabseer: サウジアラビア 市場参入に向けた規制対 応のパートナー

Tabseerは、適合性評価と技術要件への対応に関する総合的なソリューションを提供し、日本企業がサウジアラビアおよび湾岸協力会議（GCC）の規制要件を満たし、製品の市場投入を迅速化できるよう支援します。

## サウジアラビア王国

- SABERプラットフォームでの製品登録。
- 製品適合証明書（PCoC）の発行。
- 船積み適合証明書（SCoC）の発行。
- サウジ品質マーク（SQM）の取得。
- サウジアラビア食品医薬品庁（SFDA）の証明書の発行。
- Ghadプラットフォームを通じた食品・化粧品登録。
- 揚重設備の証明書の発行。
- 酸化型生分解性プラスチックロゴの取得。

## 湾岸協力会議（GCC）加盟国

- 湾岸適合マーク（G-Mark）の発行。

## オマーン国

- オマーン品質マークの取得。

## エジプト・アラブ共和国

- 検査・試験証明書の発行。
- カーボンフットプリント算定サービス。

# 輸出に関わる主な当局・機関

## 第1部：日本の当局・機関

### 財務省・税関

日本の税関は、通関手続きおよび輸出入業務の規制を所管しています。輸出手続きには、税関への輸出申告と輸出許可の取得が含まれます。

取引と製品の性質によっては、輸出手続きにおいて、必要な情報・書類の税関への提出、および製品の関税分類、価格、仕向地の確認が求められる場合があります。

また、日本の税関は、AEO（認定事業者）制度など、国際貿易手続きを円滑化する各種サービスや制度を提供しています。

## 日本貿易振興機構（JETRO）

日本貿易振興機構（JETRO）は、貿易・投資を支援する政府関係機関であり、海外市場への進出を目指す日本企業に情報やサービスを提供しています。JETROはリヤドにも事務所を設置し、サウジアラビア市場に関わる事業・貿易・投資活動を支援しています。

## 日本の関係規制当局

製品の性質によっては、一部の日本製品に関係行政機関の追加要件や許可が適用される場合があります。特に、食品、農産物、畜産物、医薬品および規制対象品が該当します。

したがって、輸出者は輸出手続きを開始する前に、製品固有の要件を確認することが望まれます。

## 日本の商工会議所

日本の商工会議所は、取引や輸入国の要件に応じて、原産地証明書や商業書類の発行など、国際貿易に関する各種サービスを提供しています。

日本の商工会議所は、適用される法令や手続きに従い、輸出貨物の原産地証明書を発行することができます。

## 第2部：サウジアラビア の当局・機関

- ・ サウジアラビア標準化公団（SASO）。
- ・ SABERプラットフォーム。
- ・ サウジアラビア食品医薬品庁（SFDA）。
- ・ ザカート・税務・税関庁（ZATCA）。

# 産業用製品・消費者 向け製品

## SASO・SABERの手続き

日本からサウジアラビア王国へ輸出する多くの産業用製品・消費者向け製品は、サウジアラビア標準化公団（SASO）が発行する技術規則の対象となり、電子プラットフォームSABERを通じて手続きが行われます。

適合手続きは、製品が以下のいずれに該当するかを確認することから始まります。

- ・ サウジアラビアの技術規則の対象となる。
- ・ 技術規則の対象とならない。
- ・ 自己宣言の対象となる。
- ・ 認定された適合性評価機関による評価が必要となる。

## 製品適合証明書（PCoC）

技術規則の対象製品については、技術文書を審査し、承認された適合性評価機関を通じて、適用されるサウジアラビアの技術規則への製品の適合性が立証された後、製品適合証明書（PCoC）が発行されます。

## 船積み適合証明書（SCoC）

製品適合証明書の発行後、製品に適用される要件に従い、サウジアラビア王国へ輸出する各貨物に対して船積み適合証明書（SCoC）が発行されます。サウジアラビアへの輸出手続きでは、輸送・通関書類に加え、適用される適合認証およびSABERの要件を満たす必要があります。

出荷前に、以下が完了していることを確認してください。

- ・ SABERプラットフォームへの製品登録。
- ・ 必要な場合の製品適合証明書の取得。
- ・ 各貨物の船積み適合証明書の取得。
- ・ 正しいHSコードの確認。
- ・ 全書類における製品情報の整合性の確保。
- ・ ラベルと製品情報のサウジアラビア要件への適合。
- ・ 関係する日本の輸出書類の整備。
- ・ 必要な場合の原産地証明書の準備。
- ・ 製品固有の証明書・許可の取得。



المواصفات السعودية  
Saudi Standards



سaber  
saber



الهيئة العامة للغذاء والدواء  
Saudi Food & Drug Authority



هيئة الزكاة والضريبة والجمارك  
Zakat, Tax and Customs Authority



## 食品・飲料・化粧品・パーソナルケア製品

食品、飲料、化粧品、飼料、ヘルスケア製品は、サウジアラビア食品医薬品庁（SFDA）の監督下にあり、適合手続きは製品の種類によって異なります。

### 輸出前の準備

日本の製造業者または輸出者は、サウジアラビア食品医薬品庁に登録された、許可を有するサウジアラビアの輸入者と連携することが望まれます。輸入者は、製品の性質に応じて必要な登録および規制上の届出手続きを完了する責任を負います。

### 化粧品

化粧品・パーソナルケア製品は、許可を有するサウジアラビアの事業者が、統合電子システムGhadを通じて登録します。

すべての広告・販売上の表示は、適用される規制に適合しなければなりません。また、許可されていない治療効果や医療上の効能の表示は避けることが望まれます。

### 医療機器・医療用品

医療機器・医療用品は、サウジアラビア食品医薬品庁（SFDA）の監督下にあります。

登録手続きは、以下によって異なります。

- ・ 医療機器の分類。
- ・ リスク区分。
- ・ 意図する用途。
- ・ 製造国。
- ・ 保有する国際的な証明書。
- ・ 必要な場合のサウジアラビア国内の正式代理人の有無。

### 食品表示

食品ラベルは、適用されるサウジアラビアおよびGCCの要件を満たし、以下のような必須情報をアラビア語で記載しなければなりません。

- ・ 製品名。
- ・ 原材料一覧。
- ・ 原産国。
- ・ 重量または容量。
- ・ 製造日および有効期限。
- ・ 製造業者・輸入者の情報。
- ・ 必要な場合の保管・使用方法。

### 通関

電子通関手続きは、以下を確認した後完了します。登録の完了。

製品と登録情報の一致。

ラベルの適合。

必要書類の整備。

サウジアラビア市場向けの輸出で必要となる可能性のある書類には、商業送り状、梱包明細書、原産地証明書、運送書類のほか、製品に応じたその他の書類があります。

### 重要事項

サウジアラビア食品医薬品庁が発行する販売承認は、医療機器をサウジアラビア市場に投入するための主要な文書です。適用される規制手続きは、機器の分類およびSFDAの要件によって異なります。

## 主要分野の手続き

|              |                                                         |
|--------------|---------------------------------------------------------|
| 電気・電子機器      | SABER登録、製品適合証明書、電気安全試験報告書、エネルギー効率要件、および該当する場合のIECEE要件。  |
| 子ども用玩具・低電圧製品 | 湾岸適合マーク（G-Mark）、および該当する場合のSABER要件。                      |
| 建材           | SABER登録、適合証明書、試験報告書、特定製品のサウジ品質マーク、および該当する場合のサウジ建築基準の要件。 |
| プラスチック製品     | SABER要件、特定製品の酸化型生分解性プラスチックロゴ、および該当する場合の食品接触材料の要件。       |
| 産業機械・設備      | リスク評価、技術文書、取扱説明書、試験報告書、および特定製品の技術検査。                    |
| 化学製品         | 安全データシート（SDS）、化学物質の分類、輸送・保管要件、および危険物・制限対象物質の許可。         |



「必要となる場合  
がある」と表現す  
る理由

適合要件は、製品分野だけで決まるものではありません。主に以下の要素によって異なります。

- HSコード。
- 製品の性質。
- 意図する用途。
- 適用される技術規則。
- 製品の構成部品。
- 製造国。
- 規制上の分類。

そのため、輸出前に各製品を個別に評価しなければなりません。

# 日本からサウジアラビアへの輸出でよくある誤り

## 1. 適合手続きが完了する前の出荷

登録や必要な適合証明書の取得を終えずに出荷を開始すると、通関の遅延や貨物の受入拒否につながる可能性があります。

## 2. 誤ったHSコードの選択

不正確なHSコードを使用すると、製品に適さない別の規制要件が適用される可能性があります。

## 3. 日本製品には適合確認が不要だという思い込み

日本で製造された製品や日本の原産地証明書を有する製品であっても、サウジアラビアの適合要件、SABER登録、または該当するSFDA要件が免除されるわけではありません。

## 4. 書類間の情報の不一致

遅延の主な原因には、以下の不一致があります。

- 製品名。
- 型式番号。
- 製造業者名。
- 原産国。
- 送り状、適合証明書、ラベル、技術文書に記載されたブランド名。

## 5. 要件に適合しないラベルの使用

必須情報のアラビア語表示がない場合や、記載情報が不正確な場合、規制当局による指摘や貨物の受入拒否につながる可能性があります。

サウジアラビアでは、製品によって原産国情報も求められ、消費者向け製品にはアラビア語の説明書が必要となる場合があります。

## 6. 対応能力が不十分な輸入者との取引

登録・通関手続きを円滑に進められるかどうかは、技術文書の管理や電子システムの利用に関するサウジアラビアの輸入者の経験に大きく左右されます。

## 7. 外国の証明書だけに依存すること

以下のような証明書は、

- CE
- UL
- FDA
- ISO

技術文書の裏付けとなる場合がありますが、サウジアラビアの技術規則または特定の規制要件が適用される場合、同国の要件に代わるものではありません。



- 正しいHSコードを特定しましたか。
- 製品はサウジアラビアの技術規則の対象ですか。
- SABERプラットフォームへの登録は必要ですか。
- サウジアラビア食品医薬品庁への登録は必要ですか。
- 技術文書は揃っていますか。
- 試験報告書は認定された機関が発行していますか。
- 製品表示はサウジアラビアの要件に適合していますか。
- 適切な能力を持つサウジアラビアの輸入者を選定しましたか。
- 日本の税関での輸出手続きは完了していますか。
- 原産地証明書と必要な商業書類を準備しましたか。
- 送り状、原産地証明書、ラベル、適合証明書の情報は一致していますか。
- 出荷前に製品固有のすべての要件を確認しましたか。

## 輸出を開始する前に

以下の質問に回答できることを確認してください。

日本の税関は、輸出手続きには輸出申告と輸出許可の取得が必要であると案内し、輸出申告に関する所定の様式と要件を提示しています。

## 免責事項

本ガイドは、一般的な情報提供と案内のみを目的として作成したものであり、いかなる製品または貨物についても事前承認を与えるものではありません。

規制要件は、以下によって異なる場合があります。

製品の性質。

HSコード。

意図する用途。

適用される技術規則。

製品の構成部品。

製造国。

規制上の分類。

日本の輸出要件。

サウジアラビア規制当局による更新。

したがって、製品ごとに個別評価を行い、製造、契約、出荷の前に最新の要件を確認することが望まれます。



## お問い合わせ

私たちは、日本企業および製造業者がサウジアラビアの規制要件を理解し、適合性に関する文書を準備し、適合証明書を管理し、関係規制当局と連携できるよう支援することで、同国市場へのより効率的な参入を後押しします。

[Support@tabseergroup.com](mailto:Support@tabseergroup.com)

+966920010756

[www.tabseer.co](http://www.tabseer.co)